

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月13日

【会社名】 株式会社ホテル、ニューグランド

【英訳名】 HOTEL NEWGRAND CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 濱田賢治

【本店の所在の場所】 横浜市中区山下町10番地

【電話番号】 (045) 681-1841

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 岸晴記

【最寄りの連絡場所】 横浜市中区山下町10番地

【電話番号】 (045) 681-1841

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 岸晴記

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 113,962,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年10月13日付で四半期報告書（第140期第3四半期報告書）を提出したことに伴い、平成29年10月5日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、「第三部 追完情報 1．事業等のリスクについて 4．最近の業績の概要」及び「第四部 組込情報」に関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1．事業等のリスクについて
- 4．最近の業績の概要

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部 【追完情報】

（訂正前）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第139期事業年度)及び四半期報告書(第140期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年10月5日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年10月5日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項もありません。

（訂正後）

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第139期事業年度)及び四半期報告書(第140期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年10月13日)までの間において、生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成29年10月13日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する事項もありません。

（訂正前）

4．最近の業績の概要

<以下省略>

（訂正後）

「4．最近の業績の概要」を全文削除しております。

第四部 【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第139期)	自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日	平成29年2月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第140期第2四半期)	自 平成29年3月1日 至 平成29年5月31日	平成29年7月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第139期)	自 平成27年12月1日 至 平成28年11月30日	平成29年2月23日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第140期第3四半期)	自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日	平成29年10月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月13日

株式会社ホテル、ニューグランド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細 矢 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 直 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホテル、ニューグランドの平成28年12月1日から平成29年11月30日までの第140期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年6月1日から平成29年8月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年12月1日から平成29年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ホテル、ニューグランドの平成29年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成28年11月30日をもって終了した前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成28年10月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成29年2月23日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。